

岩手県告示第929号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸吉里吉里漁港海岸吉里吉里地区海岸及び浪板地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成30年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也